

園芸・特産物振興事業補助金 概要

1 目的

園芸生産者の育成確保および高品質な園芸作物の生産拡大を目的とし、経営能力や規模に応じた農産物づくりを支援することで、安全安心な地場産園芸作物の生産推進を図る。

2 交付期間

令和6年4月1日から

3 事業対象者

水田園芸に取り組み市場出荷等する、たんなん野菜生産組合、花き生産組合に属する、または、JAを通じ共選出荷する個人農業者、営農集団。ただし、鯖江市に住所地を有し、居住している者に限る。

4 事業の範囲

(1) 生産振興支援

内容等	補助基準額
10a 以上 20a 未満作付	10 千円
20a 以上 30a 未満作付	30 千円
30a 以上作付	50 千円
施設栽培 5a 以上作付	20 千円

(2) 生産振興支援

内容等	補助基準額
施設維持助成	園芸施設共済掛金等（自己負担）の 1/2 （限度額 50 千円/人）

(3) 特産物振興支援

作物名等	補助基準額	
	作付助成	出荷助成
ブロッコリー	—	50 円/kg（秀） 10 円/kg（優）
ミディトマト	150 円/株	30 円/箱
大玉トマト	—	15 円/kg
マルセイユメロン	—	300 円/個（秀） 100 円/個（優）
高設イチゴ	—	30 円/パック
吉川ナス	—	60 円/個（秀・大） 50 円/個（秀・特大、中） 30 円/個（秀・小） （新規取組者は 50 円/個（秀）追加）
食用さばえ菜花	—	15 円/袋（150g/袋）

(4) 特産高度振興支援

内容等	補助基準額
土壌診断	経費の 1/2（限度額 10 千円/件）
ミツバチ導入	経費の 1/3

※ 補助金が予算額より超えた時は、調整することとする。